

資料編

1 本計画の策定経過

(1)基礎調査（平成 29 年度実施）

- ・ 農業者アンケート（1,650 人、35.5%回答）
- ・ 消費者アンケート（681 人、34.1%回答）
- ・ 個別農業者ヒアリング（8 農業者、3 直売所）
- ・ 現計画検証（指標、課内プロジェクトチームによる計画検証、統計資料調査）

(2)川越市農業振興審議会

- 第 1 回 平成 30 年 10 月 1 日（月）
 - ・ 委員の委嘱 ・ 会長・副会長の選出 ・ 諮問
 - ・ 川越市農業振興計画について
 - ・ 次期川越市農業振興計画策定方針について
- 第 2 回 平成 30 年 10 月 9 日（火）
 - ・ 川越市農業振興計画骨子案について
- 第 3 回 平成 30 年 10 月 24 日（水）
 - ・ 川越市農業振興計画骨子案について
 - ・ 答申調整について
- 第 4 回 平成 30 年 11 月 8 日（木）
 - ・ 答申

(3)意見公募手続（パブリックコメント）

募集期間：平成 31 年 1 月 25 日～2 月 25 日

意見件数：22 件（4 名）

(4)庁内検討

- 庁議（全 2 回 平成 30 年 4 月 3 日、平成 30 年 12 月 27 日）
- 部長会議（全 1 回 平成 30 年 11 月 21 日）
- 川越市農業振興計画庁内検討会議（全 3 回）
 - ・ 5 月 23 日、現計画検証、策定方針
 - ・ 7 月 30 日、計画骨子案
 - ・ 10 月 2 日、計画骨子案

2 川越市農業振興審議会

(1) 川越市農業振興審議会委員名簿

役職	氏名	条例区分	所属団体等
会長	平口 嘉典	学識経験者	女子栄養大学 専任講師
副会長	小倉 元司	市内の公共的団体等の代表者	いるま野農業協同組合 川越地域理事代表
委員	石川 秀夫	学識経験者	川越市農業委員会 会長
委員	伊藤 匡美	学識経験者	東京国際大学 教授
委員	竹澤 穰治	市内の公共的団体等の代表者	川越商工会議所 専務理事
委員	田島 玲子	市内の公共的団体等の代表者	川越市女性団体連絡協議会 副会長
委員	水村 政巳	市内の農業者	川越市農業研究団体連合会 副会長
委員	内田 光夫	市内の農業者	荒川右岸用排水土地改良区 理事長
委員	小泉 晃一	市内の農業者	川越市4Hクラブ 会長
委員	田島 光恵	関係行政機関の職員	埼玉県川越農林振興センター 担当課長
委員	柏井 喜代恵	市内に住所を有する者	公募
委員	糸 真美子	市内に住所を有する者	公募

(2) 川越市農業振興計画について（諮問）

川農発第 572 号

平成 30 年 10 月 1 日

川越市農業振興審議会

会長 平口 嘉典 様

川越市長 川合 善明

川越市農業振興計画について（諮問）

川越市農業振興審議会条例（平成 30 年条例第 46 号）第 2 条第 1 項に基づき、次のとおり諮問いたします。

諮問事項

川越市農業振興計画の策定に関する事項について、審議を求めます。

(3) 川越市農業振興計画について（答申）

川農審発第 5 号

平成 30 年 11 月 8 日

川越市長 川合 善明 様

川越市農業振興審議会

会長 平口 嘉典

川越市農業振興計画の策定に関する事項について（答申）

平成 30 年 10 月 1 日付川農発第 572 号をもって諮問のあった標記の件につきましては、下記の意見を添え、別添のとおり答申します。

記

都心 30 キロ圏内に位置しながら農業が盛んなことは川越にとって大きな魅力であると考えます。この川越の農業がより発展するべく、当審議会では、川越市農業振興計画の策定に関し、審議をまいりました。

当審議会の答申のエッセンスを以下のとおり意見としてまとめています。

【審議会の意見】

市民に安全・安心な食料を安定的に供給するためには、「儲かる農業」を実践する農業経営体だけでなく、「小さな農業」を実践する小規模農業経営体の活躍も必要であり、それぞれの経営体の実状に応じた支援策を講じて頂きたいです。

一方、市内の農業生産を支えるためには、市民が地元川越の農産物を食べるイートローカルを広める取組を増やしていくことが必要であり、定期的なマルシェの開催や学校給食での川越産農産物の活用など、地産地消に積極的に取り組んで頂きたいです。

また、農産物ブランド化の取組として、栽培の難しさ等の課題はあるものの、川越にゆかりのある伝統野菜の継承、活用を図るとともに、市内飲食店での川越産農産物の活用を促進して頂きたいです。さらに、農業者と農業協同組合、卸売市場、商工業者の連携を促し、川越産農産物の加工を進めて頂きたいです。

新規就農者が耕作する農地や担い手への農地集積といった農地の確保と繁忙期等を担う農業就労者の確保という2つの確保が大きな課題であり、担い手の支援策として、市には農地と人材のプラットフォームの役割を担って頂きたいです。

グリーンツーリズムは市民及び市外からの訪問者が農に触れる場として重要です。子どもの農業体験に力を入れるとともに、農業体験から段階的に就農につながる取組を進めて頂きたいです。さらに、市のグリーンツーリズム拠点整備事業「蔵 in ガルテン川越」の2020年度本格開園を見据え、多様な形態のグリーンツーリズムを推進して頂きたいです。

最後に、本計画に基づき、川越市農業が活性化し、市民一人一人が充実した「農のある生活」を享受できるようになることを、審議会委員一同、切に願っています。

(4) 川越市農業振興審議会条例

平成30年6月29日
平成30年条例第46号

(設置)

第一条 本市の農業振興の推進を図るため、川越市農業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- 一 川越市農業振興計画の策定及び変更に関すること。
- 二 川越市農業振興計画に基づく事業の実施状況に関すること。
- 三 その他市長が必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 市内の農業者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 前各号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第四条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、産業観光部農政課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

3 庁内検討

(1) 川越市農業振興計画庁内検討会議委員

- ・田中三喜雄 産業観光部長
- ・長岡 聡司 総合政策部副部長兼政策企画課長
- ・北條 克彦 地域創生課長
- ・今野 秀則 財政課長
- ・高橋 宗人 環境部副部長兼環境政策課長
- ・栗生田晃一 産業観光部参事兼産業振興課長
- ・松本 秀規 観光課長
- ・小林 武 都市計画課長
- ・刀根 則明 開発指導課長
- ・鈴木 勝行 学校給食課長
- ・宇津 克巳 農業委員会事務局長
- ・相川 満 産業観光部副部長兼農政課長

(2) 事務局職員名簿

- ・田中三喜雄 産業観光部長
- ・相川 満 産業観光部副部長兼農政課長
- ・小野寺雅樹 農政課副課長
- ・小川寛一郎 農政課農業振興担当副主幹
- ・持田 雅之 農政課農業振興担当主事
- ・関口 萌子 農政課農業振興担当主事補

4 川越市農業振興計画 施策体系

方針	施策	取組内容	重点	新規	施策の3つの柱			
					儲かる農業	小さな農業	農のある生活	
0 農業に関する情報の受発信の受発信	(1) 農業に関する効果的な情報の受発信	①農業施策を推進するに当たり必要な情報の収集を行うとともに、農業者や市民など、対象に応じた効果的な情報発信を図ります。また、農業者や市民、行政間の双方向での情報伝達の充実を図ります。		○	○	○	○	
		②農業経営の安定化に向けて、農業者への支援を行います。			○	○		
1 食料の安定供給の確保	(1) 安定した農業経営の確立	③土地取得、機械の導入などによる資金の借入れを行う農業者に対して、経済的支援を行います。			○	○		
		④畜産経営の安定化に向けて、伝染病予防対策や優良種畜の導入等を支援します。			○	○		
		⑤アライグマ、ハクビシンなどの鳥獣被害防止の対策を進めます。		○	○	○		
		⑥AI、IoT、ロボット技術などスマート農業の導入支援を推進します。		○	○			
		⑦農業者の雇用の確保に向けた取組を支援します。		○	○			
		(2) 地産地消の推進	⑧庭先販売所を含む農産物直売所の設置やPRなどの運営支援を行うとともに、朝市などマルシェの定期的開催を通じて直売機会を拡充します。	○				○
	⑨農業者との連携により食材の必要数量・質を確保して、学校給食等における川越産農産物の利用を促進するとともに、児童・生徒等に向けて川越産農産物のPRに努めます。					○	○	○
	(3) 農産物の安全・安心の確保	⑩特別栽培農産物など、関係機関と連携して、農薬や化学肥料の使用量を削減した農法の普及を推進するとともに、そうした農産物の付加価値の向上を図ります。				○	○	
		⑪関係機関と連携して、農産物の生産履歴等の表示を促進します。				○		
	(4) 食品流通の支援	⑫埼玉川越総合地方卸売市場を通じて、地域への生鮮食料品の流通機能の確保を図ります。				○		○

方針	施策	取組内容	重点	新規	施策の3つの柱			
					儲かる農業	小さな農業	農のある生活	
2 農産物の ブランド化の 推進	(1) 川越産農産物のブランド構築	⑬川越産農産物ブランド化連絡会との協働により、川越産農産物の内外への知名度の向上に向けた取組を進めるとともに、新たな川越ブランドの構築を図ります。	○	○	○	○	○	
		⑭川越産農産物の消費拡大、認知度向上に向け、市内飲食店などと連携して川越産農産物の利用を促進するための取組を進めます。		○	○	○	○	
		⑮伝統的な川越いもである紅赤や川越がパイオニアと言われている巨峰、市場価値の高い里芋など、伝統的農産物の振興を図るとともに、西町大根やまくわ瓜、入間ごぼう等、かつて川越地方で栽培されていた在来種等伝統野菜の保存・伝承に努めます。				○	○	
		⑯流通やPR等を含め、さつまいもの生産量拡大を支援します。			○	○		
		⑰川越産花きの付加価値の向上や生産振興を図ります。			○	○		
		⑱日本農業遺産の認定を受けている「武蔵野の落ち葉堆肥農法」など、三富地域の平地林の保全と伝統的な農業の振興を図るとともに、そこで栽培された農産物の付加価値の向上を目指します。			○	○	○	
	(2) 産業界の連携の推進	⑲農業者、食品産業、飲食店、各種団体等との交流の場の創出を図ります。			○	○		
		⑳観光客への土産物の充実や規格外の農産物などの有効活用を図るため、農業者による6次産業化の支援を図るとともに、農業者と商工業者の連携による加工化を進めます。			○	○		
	3 多様な担い手の育成・確保の推進	(1) 多様な担い手の支援	㉑農業後継者、女性農業者、高齢農業者等の営農に向けた取組を支援します。また、農と福祉の連携による取組を促進します。				○	
			㉒多様な人材を新規就農希望者として受け入れ、関係機関と連携して情報提供、技術指導、農地確保等に関する支援を行います。また、ニーズに応じて市民農園利用者等の段階的な就農に向けた支援に努めます。				○	
㉓企業等の農業参入を支援するとともに集落営農組織や農業法人の設立等、農業者による生産や販売の組織形成を図ります。					○			
(2) 担い手への農地の利用集積		㉔地域の中心となる経営体を位置付ける「人・農地プラン」の充実を図るとともに、プラン実行による地域農業の振興を目指します。	○		○			
		㉕「人・農地プラン」で位置付けられた、地域の中心的な経営体などへの農地の集積を進めます。	○		○			

方針	施策	取組内容	重点	新規	施策の3つの柱		
					儲かる農業	小さな農業	農のある生活
4 農地の有効活用	(1) 農業基盤整備	②6ほ場整備による農地の面的集積により、生産性向上を図ります。	○		○		
		②7農道や灌漑排水施設等の農業基盤整備を推進します。			○		
		②8農業水利施設の長寿命化を図るストックマネジメントに向けて、既存の基幹的農業水利施設について、設置個所や耐用年数等を整理します。		○	○		
	(2) 農業振興地域の農地保全	②9長期的に農業振興を図るべき地域の農地を保全します。			○	○	○
		③0遊休農地の発生防止、解消のため、関係機関と連携し農地の調査及び指導を行います。				○	
	(3) 市街化区域内農地の保全	③1生産緑地地区等の市街化区域内農地について、市場出荷や庭先販売などを通じた農産物の供給機能及び市民等の農業体験・学習の機能を果たすよう、必要な農業振興施策を推進します。		○		○	○
	(4) 農の多面的機能と環境の保全	③2水路や農道等の農業生産基盤の維持管理や整備・更新を地域で担えるよう推進するとともに、農村環境保全に向けた啓発や交流、学習等を支援します。	○		○	○	○
(5) 生活環境改善と水質保全	③3農業集落排水処理施設を維持・管理し、農業用水の水質保全を図るとともに、施設の長寿命化のためのストックマネジメントや収支等を踏まえた経営戦略を策定します。			○	○		
5 農業とのふれあいの推進	(1) 市民が農業とふれあう環境の充実	③4市民農園の整備、運営の支援を行うとともに、栽培手法など、市民農園の利用者に向けた情報提供を行います。				○	○
		③5農業祭や農家レストランなどを通じて都市住民が農業に親しむ機会の創出を図ります。				○	○
		③6農業体験など、子どもたちが農業にふれあう機会の充実を図ります。		○		○	○
	(2) グリーンツーリズムの推進	③7川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略のプロジェクト「蔵inガルテン川越」グリーンツーリズム拠点の整備、運営を推進します。	○	○		○	○
		③8芋ほりやイチゴの摘み取り園等を支援するとともに、本市のグリーンツーリズム全体の推進体制の整備、運営を図ります。		○	○	○	○
③9市内宿泊施設と連携しながら、農業体験などグリーンツーリズムによる市内宿泊者の増加を図ります。			○	○	○	○	